

住宅火災の早期覚知方策のあり方に関する検討部会開催要綱

(目的)

第1条 部会は、これまで行われてきた住宅防火対策に加え、住宅火災の早期覚知のために講じるべき方策を検討することで、住宅火災による死者数の低減に資することを目的とする。

(検討事項)

第2条 部会では、予防行政に係る次の事項について調査、検討を行うものとする。

- (1) 住宅火災の早期覚知方策に関する検討
- (2) 付加的機能・先進的機能を有した住宅用火災警報器等による火災覚知時間の短縮効果等の検証
- (3) 住宅用火災警報器と連動した火災通報制度に関する検証

(部会)

第3条 部会は、学識経験者、関係団体及び消防行政の関係者等のうちから、消防庁予防課長が委嘱する部会員によって構成する。

- 2 部会には、部会長を置く。また、部会には、部会長の指名する副部会長を置く。
- 3 部会長は、部会員の互選により選出する。
- 4 部会長は、部会を主宰する。
- 5 部会長は、必要があると認めるときは、部会に部会員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(部会公開の原則)

第4条 部会の会議は、原則として公開するものとする。ただし、部会長が部会の運営上必要と認める場合は、この限りではない。

(部会員の任期)

第5条 部会員の任期は、就任を承諾した日から令和4年3月31日(木)までとする。ただし、特に必要があると認められるときは、任期を別に定めることができる。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、消防庁予防課が処理する。

(補足)

第7条 この要綱に定めるほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年9月8日から実施する。